

① オンライン申請の流れ

①オンライン申請

登記・供託オンライン申請ページにアクセスして申請します。※1

- 申請者情報の登録
(初回のみ必要)
- 申請情報の入力・送信



※1 オンライン申請には、「かんたん登記・供託申請」と「申請用総合ソフトを使用した申請」の2つの方法があります。

インターネットの画面（webブラウザ）上から申請する「かんたん登記・供託申請」の方法により申請することをおすすめします。

法務局に出向く
必要がありません！

(供託書正本を法務局窓口受領する場合を除きます。)

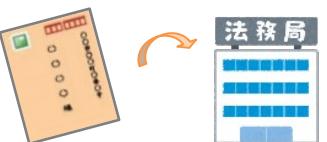
② 受理決定通知

申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。

封筒の送付 (供託書正本の送付を希望する場合)

供託書正本送付用の封筒を法務局へ送付します。※2

供託通知書を発送する場合は供託通知用切手も送付します。



※2 送付先記載・切手貼付済みのもの

原則、
振込手数料が
かかりません！

③ 供託金の納付

ATM又はインターネットバンキングを利用して供託金を納付します。※3



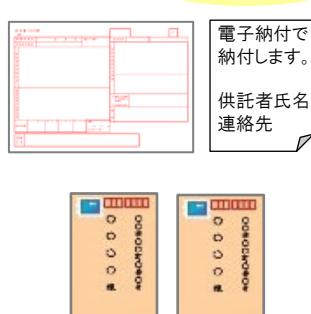
詳しくは、こちら！

② 郵送（電子納付）申請の流れ

①郵送申請

法務局に必要書類を郵送します。

- ・供託書（OCR用紙）
- ・納付方法メモ
- ・返信用封筒（2通）※2
(受理決定通知書送付用)
(供託書正本送付用)
- ・供託通知用切手
(供託通知書を発送しない場合は不要です。)



法務局に出向く
必要がありません！

② 受理決定通知

申請内容に問題がなければ、法務局から郵送で受理決定通知書が届きます。



※2 送付先記載・切手貼付済みのもの

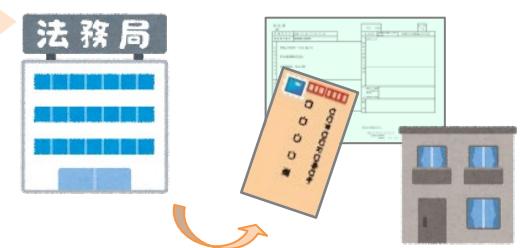
※3 ペイジー対応のATM又はインターネットバンキングの利用となります。

金融機関によっては、時間外手数料がかかる場合があります。

ATM及びインターネットバンキングの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

④ 郵送で供託書正本受領

法務局の窓口で受領することも可能です。※4



※4 窓口での受領を希望する場合は納付方法メモにその旨を明記してください。